

第 9 期（令和 6～8 年度）茅ヶ崎市所得段階別介護保険料

所得段階	収入額等の区分	算定式	保険料額 (年額)
第 1 段階	・ 老齢福祉年金受給者で、市町村民税世帯非課税の方 ・ 生活保護受給の方 ・ 中国残留邦人支援給付受給の方 ・ 市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定所得金額（※ 1）が 82 万円 6 千 5 百円以下の方	基準額×0.285	18,400 円
第 2 段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定所得金額が 82 万 6 千 5 百円を超え 1 2 0 万円以下の方	基準額×0.45	29,052 円
第 3 段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定所得金額が 1 2 0 万円を超える方	基準額×0.685	44,224 円
第 4 段階	本人が市町村民税非課税で、本人の基準判定所得金額が 82 万 6 千 5 百円以下の方 (世帯に市町村民税課税者あり)	基準額×0.8	51,648 円
第 5 段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税で、本人の基準判定所得金額が 82 万 6 千 5 百円を超える 方 (世帯に市町村民税課税者あり)	基準額×1.0	64,560 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 1 2 0 万円未満の方	基準額×1.15	74,244 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 1 2 0 万円以上 2 1 0 万円未満の方	基準額×1.25	80,700 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 2 1 0 万円以上 3 2 0 万円未満の方	基準額×1.5	96,840 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 3 2 0 万円以上 5 0 0 万円未満の方	基準額×1.6	103,296 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 5 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満の方	基準額×1.85	119,436 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 8 0 0 万円以上 1000 万円未満の方	基準額×2.1	135,576 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 1000 万円以上 1200 万円未満の方	基準額×2.2	142,032 円
第 13 段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 1200 万円以上 1500 万円未満の方	基準額×2.3	148,488 円
第 14 段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 1500 万円以上 2100 万円未満の方	基準額×2.4	154,944 円
第 15 段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 2100 万円以上 3700 万円未満の方	基準額×2.5	161,400 円
第 16 段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額が 3700 万円以上の方	基準額×2.6	167,856 円

※ 1 基準判定所得金額

市町村民税が非課税の方（第 1 段階～第 5 段階）

「合計所得金額（※ 2）」－「長期譲渡及び短期譲渡所得に係る特別控除額（※ 3）」－「年金収入に係る所得」＋「年金収入額」

市町村民税が課税の方（第 6 段階～第 16 段階）

「合計所得金額（※ 2）」－「長期譲渡及び短期譲渡所得に係る特別控除額（※ 3）」

※ 2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額

※ 3 長期譲渡及び短期譲渡所得に係る特別控除額

土地等の売却により生じる譲渡所得に適用する租税特別措置法上の特別控除額